

役員候補者の選定方法に関する規程

制定:平成 17 年 1 月 25 日

改訂:平成 23 年 11 月 24 日

改訂:平成 24 年 9 月 11 日

改正:平成 25 年 6 月 18 日

改正:平成 27 年 9 月 30 日

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本工学会の定時社員総会で選任される役員(理事および監事)の候補者を選定する方法につき、定款および定款施行規則に定められた事項を補足し、役員選出が一貫性と透明性を持って行われることを目的とする。

(選定方法概要)

第2条

- 1 理事及び監事候補は、立候補した正会員学協会が選出する選出候補と理事会が推薦する推薦候補によって構成される。
- 2 理事及び監事候補は、定時社員総会の承認を得て選任される。なお、定数を超える候補者がある場合は、定時社員総会での投票によって役員を決定する。
- 3 会長及び副会長は、選任された理事を含む理事会において選任する。
- 4 正会員学協会の理事及び監事候補の公平明らかな選出を実施するために、事務研委員会の中に各部門から選出され構成する立候補学協会推薦委員会を設置し、適任学協会等の参考情報の提供や候補学協会の選出運営に当たる。推薦された正会員学協会の立候補承諾をもって立候補学協会となる。

(理事候補の選出)

第3条

- 1 理事候補は、正会員学協会の選出候補と理事会からの推薦候補により構成する。
- 2 全正会員学協会が構成する6つの部門ごとに理事候補学協会を選出する。各理事候補学協会は、代表する個人1名を理事候補者として理事会に届ける。
- 3 理事会推薦理事は、非改選理事で構成する推薦委員会により適任者を理事候補者として推薦し、理事会の承認を得て理事会推薦候補者とする。

(監事候補の選出)

第4条 監事候補学協会として立候補した正会員学協会は代表する個人1名を監事候補として理事会に届ける。

(候補者名簿の定時総会提出)

第5条 理事会は、届けられた新年度理事及び監事候補者を確認し、その名簿を定時総会に提出する。

付則

1. この規程は、理事会の決議により改正することができる。
2. 平成 27 年 9 月 30 日の改正は、同日より適用する。